

●返戻金制度に関する事項

- ・ 当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。

＊返戻金の詳細については個別の契約書または覚書等に定めるものとします。

紹介手数料の返還について

紹介対象者の責に帰すべき理由により短期退職した場合、以下の割合で計算された金額をご返還いたします。

1. 1ヶ月未満で退職した場合：ご紹介手数料の80%に相当する額
2. 3ヶ月未満で退職した場合：ご紹介手数料の50%に相当する額